

単品スライド条項の運用について

平成20年12月1日
常陸太田市契約管財課

平成20年12月1日から，常陸太田市の発注工事においては，工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の運用を開始する。

1 対象となる工事

- (1) 12月1日時点で継続中の工事又は今後新規発注する工事のすべてとする。
- (2) 実際の搬入時・購入時の各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再計算した場合に，当初金額よりも1%以上変動する工事とする。（1%までは受注者の負担とする。（工事請負契約書第29条「不可抗力による損害」に準拠））
ただし，本条項適用以前に「既済部分検査 + 支払い」が完了している部分は除く。なお，受注者の求めに応じ，既済部分検査の合格通知に，単品スライド条項の適用対象とする旨の記載があるときはこの限りではない。

2 対象となる「主要な工事材料」

- (1) 鋼材類...H型鋼，異形棒鋼，厚板，鋼矢板，鉄鋼二次製品，ガードレール，スクラップ等（リース材を含む。ただし，非鉄金属は含まない。）
- (2) 燃料油...軽油，ガソリン，混合油，重油
- (3) 上記2品目の他，原材料費の高騰等，その価格上昇の要因が明確で請負代金額に大きな影響を及ぼすもの
 - 1 適用開始日以前に搬入・購入した資材についても，部分払い等の対象となっていなければ，対象とすることができる。
 - 2 対象となる主要な工事材料について，「品目類ごとの増額分」が対象工事費の1%を超えるものが対象となる。
例 鋼材類の増額分1.1% } 鋼材類のみが対象となる。
燃料油の増額分0.8% }
 - 3 鋼材類及び燃料油以外の工事材料については，鋼材類に準じた扱いとする。

3 単品スライド条項の適用手続

- (1) 申請時期，契約変更の時期
工期末の2月前までに請求

その後、甲乙協議の上でスライド額を確定し、変更契約により最終請負代金額を確定させる。

(2) 証明書類の提出(必須)

受注者は、受注者が実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入時期を証明する書類を提出する必要がある。

燃料油について証明書類が揃わない場合は、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることができる。

4 スライド額の計算で用いる単価

(1) 鋼材類...現場に搬入された月の実勢価格

(2) 燃料油...購入された月の実勢価格

1 複数回に分けて搬入・購入した場合は、月ごとの搬入・購入数量で加重平均

2 燃料油に関して、月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

3 実勢価格とは、物価資料に掲載されているものはその価格、実勢価格と実際の購入価格を比較して、実際の購入価格が安い場合は実際の購入価格とする。

4 設計単価が見積り又は特別調査の場合は、実際の購入価格とする。ただし、実際の購入価格の妥当性については検証すること。

5 スライド額の計算で用いる対象数量

(1) 設計図書に記載された数量

(2) 一式計上の工種で、発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
上記数量は、最終的な変更契約後の数量となる。

(3) 各種資材の運搬のための燃料油で、購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

6 スライド額(S)の計算

鋼材類 { 搬入月の実績価格 - 設計時点の実勢価格 } × 対象数量

燃料油 { 購入月の実績価格 - 設計時点の実勢価格 } × 対象数量

+) その他の資材 { 鋼材類に準じる }

-) 対象工事費の1%相当額

スライド額(S)

対象工事費とは、最終的な変更契約後の請負代金額である。

7 その他

- (1) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を伴うものではない。
- (2) 今回の単品スライド条項の運用については、当面の間の暫定措置であり、恒久的措置ではない。
- (3) 運用基準の詳細については、国土交通省「工事請負契約書第 2 5 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」を準用する。
- (4) 単品スライド条項の適用手続きについては、別添様式によるものとする。

8 問合せ先

常陸太田市契約管財課

TEL 0 2 9 4 - 7 2 - 3 1 1 1 (内線 3 2 4)

FAX 0 2 9 4 - 7 2 - 3 0 0 2

【申請・協議の手続（フロー図）】

